

イオンカード（ディズニー・デザイン）会員特約

第1条（目的）

本特約は、株式会社イオン銀行（以下「当行」といいます）が発行するウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社（以下「ディズニー社」といいます）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます）が認めたデザインを使用したイオンカード（以下「本カード」といいます）について定めるものです。本特約とイオンカードの会員規約（以下「イオンカード会員規約」といいます）に重複条項があった場合は、本特約を優先します。

第2条（契約終了）

当行とディズニー社およびJCBとの間の本カードに関する契約が終了した場合には、当行は本カードの更新、再発行およびイオンカード・イオンバンクカード・WAON一体型カード特約第8条に定める機能分離・解約においてディズニー社およびJCBが認めたデザインを使用しないイオンカードを発行するものとします。

第3条（規定の準用）

本特約に定めのない事項については、イオンカード会員規約の定めによるものとします。

第4条（特約の改定）

本特約の改定は、必要に応じてその都度当行がこれを行い、変更内容は当行所定の方法により会員に通知するものとします。なお、当行が変更内容を通知した後、会員が当行発行のカードを使用した場合、変更内容が承認されたものとします。

以上